

農林水産業元気創造戦略推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 「農林水産業活性化推進本部」において策定した「第5次農林水産業元気創造戦略」の効果的な推進を図るため、農林水産業元気創造戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第5次農林水産業元気創造戦略の具体的な活動の展開に関すること
- (2) その他農林水産業の活性化に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別記に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は山形県農林水産部長を、副会長は山形県農業協同組合中央会地域・担い手サポートセンター長及び山形県森林組合連合会代表理事専務、山形県漁業協同組合専務理事をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があるときには、会議に関係者を出席させることができる。
- 3 委員の代理出席を認めるものとする。

(振興班等)

第5条 推進会議は、第2条第1号に規定する戦略の具体的な活動の展開を図るため、分野毎に振興班等を置くことができる。

- 2 振興班等の組織運営については、会長が別に定める。

(事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、事務局を山形県農林水産部農政企画課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則	この要綱は、平成22年7月28日から施行する。
附 則	この要綱は、平成24年1月31日から施行する。
附 則	この要綱は、平成24年10月16日から施行する。
附 則	この要綱は、平成25年8月30日から施行する。
附 則	この要綱は、平成26年6月4日から施行する。
附 則	この要綱は、平成27年2月17日から施行する。
附 則	この要綱は、平成28年2月3日から施行する。
附 則	この要綱は、平成28年8月18日から施行する。
附 則	この要綱は、平成29年5月10日から施行する。
附 則	この要綱は、平成29年11月10日から施行する。
附 則	この要綱は、平成30年4月13日から施行する。
附 則	この要綱は、平成31年4月24日から施行する。
附 則	この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年11月2日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年11月2日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年10月24日から施行する。